

☆ 新型コロナウイルスの影響により納税等が困難な方へ ☆

市税等の納付猶予制度 について

新型コロナウイルスの影響に対する国の緊急経済対策の発表を受けて、収入の減少により一時に市税等を納められない事業者等に対する納付の猶予について、飛騨市ではいち早く対応しますので、ご相談ください。

対象者及び対象となる要件

- ・法人、個人、経常的な収入の種類(事業の売上、給与収入等)は問いません。
- ・以下①②のいずれも満たすことが必要です。

① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、
経常的な収入が前年同期比で概ね20%以上減少していること。

② 一時に市税等の納付を行うことが困難であること。

(向こう半年間程度の事業資金等を考慮するなど、申請者の状況に配慮して判断します。)

猶予の対象となる市税及び料金等

- ・ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する次のもの
市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税等)、国民健康保険料、
後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、
水道料、下水道等使用料、保育料、情報施設使用料、育英基金償還金

猶予の期間

- ・ 猶予を受けることができる期間は、最長1年間です。
※ 但し、後期高齢者医療保険料は6か月です。
- ・ 猶予を受けた市税等を、猶予期間の途中で納付したり、猶予期間中の各月に分割納付するなど、事業等の状況に応じて計画的に納付いただくことも可能です。

無担保・延滞金なし

申請の手続

- 申請者
納税(納付)義務者が猶予の申請者(対象者)になります。
- 提出書類
 - ア「猶予申請書」
 - イ「財産収支状況書」
 - ウ 経常的な収入の減少を証する資料
(売上帳、現金出納帳、給与明細の写しなど)
- ※ ひとまず、上記ウの資料持参の上、猶予を希望される担当窓口へご相談ください。
- 申請の期限
国の関係法令の施行から2か月後、または納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 猶予の承認・不承認
提出された書類の内容を審査した後、承認・不承認を通知します。
※猶予の承認決定は、関係法案が国会で成立した後となります。

猶予に関するお問合せ先

| | | |
|------------|---------|---------------|
| 市税 | 税務課 | ☎0577-73-3742 |
| 国民健康保険料 | 市民保健課 | ☎0577-73-7464 |
| 後期高齢者医療保険料 | 市民保健課 | ☎0577-73-7464 |
| 介護保険料 | 地域包括ケア課 | ☎0577-73-7469 |
| 市営住宅使用料 | 都市整備課 | ☎0577-73-0153 |
| 水道料 | 水道課 | ☎0577-73-7484 |
| 下水道等使用料 | 水道課 | ☎0577-73-7484 |
| 保育料 | 子育て応援課 | ☎0577-73-2458 |
| 情報施設使用料 | 管財課 | ☎0577-73-7462 |
| 育英基金償還金 | 教育総務課 | ☎0577-73-7493 |